

令和 5 年 6 月 30 日現在

機関番号：13901
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2020～2022
課題番号：20K01328
研究課題名（和文）デジタル・プラットフォームの対消費者取引における優越的地位の濫用規制の在り方

研究課題名（英文）Online Platform Operators and Consumers: On Regulating the Abuse of Superior Bargaining Position

研究代表者
林 秀弥（Hayashi, Shuya）

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30364037
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：まず、EUに着目して、「ゲートキーパー」を核とするデジタル市場法（DMA）について検討し、当該法律がDPF事業者の競争規律に与える影響を分析した。DMAは事前規制であり、事後規制のEU競争法とは多々相違がある。そこでDMAのEU競争法実務への影響の検証を行なった。米国では、DMAに相当する法案が国会に提出されたが、いずれも成立には至っていない。しかし、DPF事業者に対する反トラスト法訴訟が相次いでおり、事前規制がないにもかかわらず、事後規制の運用が盛んに行われていることは否めない。これらのDPF法案と訴訟をまとめて分析し、DPF事業者による自己優遇をめぐる米国反トラスト法上の考え方を論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

欧米との比較法分析から、デジタル・プラットフォーム（DPF）事業者が、役務の提供にあたってその条件として、個人情報等の提供を消費者に余儀なくさせることにより消費者を搾取しううような状況にあるかどうか、そしてそれを競争法による規律対象に含めるべきかどうかについて示唆を得ることができた。特にDPF事業者と消費者との間のデータの価値の非対称性によって、企業が個人情報等を使って消費者を密かに搾取できる（外部選択肢の少ない脆弱な消費者をターゲットにして価格等の差別化を行うことができる）可能性は、消費者は自己のデータに価値があることを認識していないがゆえに、より深刻になるかもしれないことを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：Compared to the EU competition law as ex-post regulation, the the Digital Markets Act (DMA) is different in aspects such as the scope of regulated DPFs and their obligations. Since the DMA aims to complement the enforcement of competition law, it is thus intriguing that whether the DMA would to a certain extent discourage the vigorous enforcement of the EU competition law on the big tech DPF operators. By contrast, in the U.S, there are currently no ex-ante regulations in place to prevent DPF operators' abuse of their dominant market positions. Therefore, discussion and decision on whether to introduce or strengthen ex ante regulations on large DPF operators should be premised on the fact that there is a legitimate need for ex-ante regulations. Such need must be substantiated by empirical studies. Otherwise, poorly-designed ex-ante regulations might ironically stifle innovation in the digital economy.

研究分野：経済法

キーワード：独占禁止法 競争法 デジタル・プラットフォーム 事前規制 EUデジタル市場法 搾取規制 優越的地位の濫用規制

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

グーグルやアマゾン为例とするデジタル・プラットフォーム事業者(以下、プラットフォーム機能を他人の需要に応ずるために提供する事業者のことを「デジタル・プラットフォーマー」といい、デジタル・プラットフォームのことを「DPF」という)と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用規制の適用について、2019年12月に公正取引委員会がガイドラインを策定した。このガイドラインは、デジタル・プラットフォーマーのサービス提供と消費者の個人情報等のやりとりを「対価性」という視点から整理している。しかし、多くの消費者の素朴な認識としては、自己の個人情報を提供する「代わりに」サービスの提供を受けるという認識にはない。そこで本研究では、この「対価性」という議論枠組みから脱却し、デジタル・プラットフォーマーと消費者との現実の関係を分析の主軸とした上で、優越的地位の濫用規制が対消費者取引において適用可能か、その場合、公正競争阻害性と優越的地位をどのように認定すべきかを研究することとした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、消費者が個人情報等を提供している DPF 型ビジネスモデルについて、これまで事業者間取引を念頭に置いてきた優越的地位濫用規制の在り方を再検討し、対消費者取引へも適用する際の重要論点の理論的解明を目指す点にある。

具体的には以下の3点である。

a) . なぜデジタル・プラットフォーマーをとりあげるのか

情報通信技術 (ICT) の高度化によって電子商取引を支える基幹技術が進展し、これに伴って多様な電子商取引が出現している。そこでは、新しいビジネス・エコシステムとして注目されるプラットフォーム事業が情報社会において急速に拡大している。グーグルやアマゾンといった巨大なデジタル・プラットフォーマーは、いまや消費者(個人)や事業者にとって、社会経済上、不可欠ともいえる情報基盤を提供する存在となっている。

b) 法規整の現状と問題点

デジタル・プラットフォーマーは、イノベーションを牽引する一方で、データの集中化を通じて顕著な市場支配力を行使できる地位を確立しつつある。特に、個人情報等の取得又は利用と引換えに財やサービスを無料で提供するというビジネスモデルが採られることがあり、消費者が利用するサービスを提供するデジタル・プラットフォーマーが、サービスを提供する際に消費者の個人情報等を取得又は利用することに対して懸念がある。これを受けて、公正取引委員会(公取委)は、2019年12月に「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(以下、単に「ガイドライン」という。)を公表した。デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用規制の適用については、「ガイドライン」では デジタル・プラットフォーマーと消費者のやり取りの「取引」該当性(対価性) 対消費者取引における優越的地位濫用の公正競争阻害性、 消費者に対するデジタル・プラットフォーマーの優越的地位の認定の問題は十分に解明されていないままである。 については、多くの消費者の素朴な認識としては、「無料の」サービスの提供を受けるといった感覚であり、自己の個人情報を提供する「代わりに」サービスの提供を受けるといった認識にはない。このことからすると、そもそも、プラットフォーマーが提供するサ

ービスと「対価性」を有するの否かという問題設定の立て方自体が本質的なのか、検討する必要がある。また、 については、優越的地位の濫用の公正競争阻害性は、従来「自由競争基盤の侵害」だと捉えられてきたが、公取委の法執行はあくまで「事業者」間取引を念頭に置いたものであり、a)濫用する事業者とその競争者(例えば下請取引における濫用者である親企業とそのライバル企業)との間の競争、あるいは b)濫用を受ける事業者とその競争者(例:例えば下請取引における被濫用者である下請企業とそのライバル企業)との間の競争への影響を優越的地位の濫用の公正競争阻害性と捉える見方(いわゆる間接競争侵害説、公取委ガイドラインの立場)も有力である。しかし、デジタル・プラットフォーマーとその利用者である消費者との関係を考えて場合に、上記の b)については、濫用を受ける側は事業者ではなく「消費者」であり、個々の消費者の間は競争関係にないため、上記間接競争侵害説からは説明困難である。このように間接競争侵害説は対消費者取引では説明が困難であり、新たな理論枠組みが求められると考えた。

3. 研究の方法

本研究では、文献調査を中心とした日米欧における DPF 規制の比較法研究として着手・遂行された。その目的は、デジタル・プラットフォーマーと消費者との関係を分析し、優越的地位の濫用規制の対消費者取引における公正競争阻害性と優越的地位の認定の在り方を解明するためには、取引の透明性・公平性を担保するために、イノベーションが急速に進展する DPF 事業について、その規制の世界的な現状と潮流を的確に把握し、巨大デジタル・プラットフォーマーの競争制限行為に対するあるべきエンフォースメントの在り方を比較法的に検討することが不可欠だからである。

4. 研究成果

競争法による DPF 規制の動向と課題を明らかにするために、本研究はまず、動きが最も進んでいる EU に着目し、DPF を規制する新たな試みとしてのデジタル市場法 (Digital Markets Act) を取り上げ、「ゲートキーパー」を核とする DPF 規制の構造とその背景を論じ、当該法律が大手 DPF 事業者の競争規律に対しいかなる変化を及ぼすのかについて検討を行った(後掲・林秀弥「EU デジタル市場法案について」)。2022 年 11 月に発効しているは事前規制であり、EU 競争法及び P2B 規則を補完するものであるが、その規制の対象や範囲、規制手法といった点で、事後規制の EU 競争法との相違点が多々ある。今後、デジタル市場法が EU 競争法の実務(とりわけ法執行の側面)にいかなる影響を与えるのかについて、さらに検証・分析を進める必要がある。例えば、デジタル市場法発効後の 2022 年 12 月に、欧州委員会は、SNS サービスとオンライン広告配信サービスとの抱き合わせと、競争関係にある広告サービス利用者に対する不公正な取引条件が EU 競争法に違反する疑いがあるとして、META(旧フェイスブック)に対し異議告知書を送付した。現時点では、デジタル市場法の発効により、EU 競争法の手 DPF に対する活発な法執行にブレーキがかかっているように見受けられない。

一方、米国の DPF 規制に目を転じると、米国では、EU のデジタル市場法に相当するような法案が国会に提出されたが、いずれも成立には至っていない。しかし、大手 DPF 事業者に対する反トラスト法(連邦・州)訴訟が相次いで起こされており、事前規制がないのみもかわらず、事後規制の運用が盛んに行われていることは否めない。これに伴い、独占禁止法における消費者厚生基準をめぐる論争が再燃している。これまでの米国大手 DPF 企業の関わる訴訟と関連の DPF 法案パッケージをまとめて分析し(後掲・林秀弥・荒井弘毅・巫

昆霖「いわゆる Big Tech をめぐる近時の米国反トラスト法の動向と今後の課題 - シャーマン法 2 条の論点を中心に」、米国 District of Columbia v. Amazon 事件を例に、DPF 事業者による自己優遇をめぐる米国反トラスト法上の考え方を論じた(後掲・林秀弥「デジタル・プラットフォーム事業者による自己優遇行為と反トラスト法」)。また、中国でも、大手 DPF 事業者に対し反壟断法(独占禁止法に相当)に基づく行政処分を下した事例が目立っているが、デジタル市場法のような事前規制の導入というような動きが見当たらない。各国の規制動向を鑑みると、我が国においては、EU の P2B 規則にならって DPF 取引透明化法を制定したが、DPF 事業者に対する事前規制をさらに強化する必要性の根拠がどこに求められるのかという問いについて、まず実証的な観点から我が国における DPF 市場の調査を進み、DPF 市場の競争実態を明らかにすることが不可欠となるではないか、とりわけ、独占禁止法などの事後規制の運用では法執行が限界を露呈する具体的事業分野を把握したうえで、その事業分野の特徴に沿って補完的な事前規制のあり方について議論を展開すべきであるとの結論に達した。DPF 規制の構造について一定の解明を行なうことができたのは本研究の成果であると考えている。

ただ、デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引において優越的地位の濫用規制は適用可能なのか、それが可能だとした場合、その根拠となる公正競争阻害性と優越的地位の認定をどのように捉えるべきかについては、いまだ研究の途中であり、さらなる研究の遂行が必要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計28件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 林 秀弥	4. 巻 1557
2. 論文標題 ガイドライン改定後のデジタル・プラットフォーム事業者による企業結合事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 令和2年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊1557号）	6. 最初と最後の頁 204-205
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Shuya Hayashi	4. 巻 64
2. 論文標題 Digital Platforms and Competition Law: A Discussion in Japan	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 JAPANESE YEARBOOK OF INTERNATIONAL LAW	6. 最初と最後の頁 118-157
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 林 秀弥、荒井 弘毅、巫 昆霖	4. 巻 709
2. 論文標題 いわゆるBig Techをめぐる近時の米国反トラスト法の動向と今後の課題 - シャーマン法2条の論点を中心に -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 827-840
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 林 秀弥	4. 巻 271
2. 論文標題 放送法の外資規制をめぐる諸問題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本エネルギー法研究所月報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林 秀弥	4. 巻 第13号
2. 論文標題 デジタルプラットフォームと消費者の権利	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 消費者法/日本消費者法学会	6. 最初と最後の頁 30-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林 秀弥	4. 巻 1202
2. 論文標題 独占禁止法判例研究会 (第61回) 佐賀新聞押し紙事件[佐賀地判令和2.5.15]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 107-114
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林 秀弥、松島 法明	4. 巻 1170
2. 論文標題 キャッシュレス決済における競争阻害要因：最近の内外競争法事案を手がかりにして	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 71-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林 秀弥	4. 巻 -
2. 論文標題 標準必須特許のライセンスをめぐる近時の諸問題 - 欧州の議論を中心に -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 現代経済法の課題と理論 (金井貴嗣先生古稀祝賀論文集)	6. 最初と最後の頁 375-392
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林 秀弥	4. 巻 1566
2. 論文標題 デジタル・プラットフォーム事業者による非水平型企業結合 公正取引委員会令和3.1.14発表	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 145-149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 林 秀弥	4. 巻 11
2. 論文標題 EUデジタル市場法案について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 EU法研究	6. 最初と最後の頁 129-153
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林 秀弥	4. 巻 856
2. 論文標題 法学から見る競争政策と経済学	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 20-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林 秀弥	4. 巻 30
2. 論文標題 アップル・インクによるアウトリンクの禁止行為と独占禁止法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 速報判例解説 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 267-270
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林 秀弥	4. 巻 -
2. 論文標題 「放送」概念についての覚え書き - 通信と放送の融合を見据えて -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『DX時代の信頼と公共性』（勁草書房）所収	6. 最初と最後の頁 2-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林 秀弥	4. 巻 286
2. 論文標題 日本放送協会（NHK）の放送番組の常時同時配信について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 265-276
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 林 秀弥	4. 巻 48
2. 論文標題 オンライン・プラットフォームと消費者の権利 - 競争法と「信頼（trust）」の観点から -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 41-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林 秀弥	4. 巻 29
2. 論文標題 オンライン・プラットフォーム事業者に対する国際的規律 - データの移転・流通をめぐる議論を中心に -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 75-98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林 秀弥	4. 巻 -
2. 論文標題 「NTTのあり方」論をめぐって	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『企業と法をめぐる現代的課題』（商事法務）所収	6. 最初と最後の頁 639-662
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Arai Koki, Shuya Hayashi	4. 巻 -
2. 論文標題 A methodology for assessing high-Tech regulation: a legitimacy perspective	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 International Review of Law, Computers & Technology	6. 最初と最後の頁 1~13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1080/13600869.2021.1898919	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平山賢太郎	4. 巻 58
2. 論文標題 欧州デジタル市場法（the EU Digital Markets Act）～規制の概要と我が国への示唆～	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 109-115
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平山賢太郎	4. 巻 65(5)
2. 論文標題 情報法ナビゲーション(第2回)プラットフォームと独禁法(競争法)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 60-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平山寛太郎	4. 巻 13(6)
2. 論文標題 特定デジタルプラットフォーム取引透明化法 デジタルプラットフォームをめぐる取引の「透明化」(特集 2020年通常国会 成立・注目法案の影響度)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Business law journal	6. 最初と最後の頁 34-39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平山寛太郎	4. 巻 479
2. 論文標題 情報法と競争法の相互作用 : プラットフォームビジネスに対する規制の視点 (特集 情報法というフロンティア)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 34-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板倉陽一郎	4. 巻 13(11)
2. 論文標題 個人情報の利活用における失敗事例とその分析	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Business law journal	6. 最初と最後の頁 20-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板倉陽一郎	4. 巻 125
2. 論文標題 消費者庁「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会 論点整理」の紹介	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 消費者法ニュース	6. 最初と最後の頁 158-162
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板倉陽一郎	4. 巻 48
2. 論文標題 実務からみたデジタル・プラットフォーム取引に関する問題提起	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 14-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 5件)

1. 発表者名 Shuya Hayashi, Koki Arai
2. 発表標題 Digital Platforms and Consumer Rights: From the Perspective of Competition Law and Trust
3. 学会等名 ASCOLA (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Shuya Hayashi
2. 発表標題 The Revision of the Japanese Merger Guidelines; Analysis and Challenges
3. 学会等名 Asia Competition Association (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 林 秀弥
2. 発表標題 コロナ禍で変容した公益事業分野の持続性 (パネルディスカッション)
3. 学会等名 国際公共経済学会 第36回研究大会 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 林 秀弥
2. 発表標題 これからの周波数割当て政策 - 競争性と公共性の追求に向けて
3. 学会等名 情報通信学会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Arai Koki, Shuya Hayashi
2. 発表標題 AI, Big Data, and Competition Policy
3. 学会等名 Academic Society for Competition Law Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 林 秀弥
2. 発表標題 法学者から見た企業結合ガイドライン改訂
3. 学会等名 法と経済学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 林 秀弥
2. 発表標題 デジタルプラットフォームと消費者の権利 競争法と「信頼 (trust)」の観点から
3. 学会等名 日本消費者法学会 (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Shuya Hayashi
2. 発表標題 AI, Big Data, and Competition Policy - a Discussion in Japan
3. 学会等名 The Asia Competition Association (ACA) (国際学会)
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Steven Van Uytsel, Shuya Hayashi, John O. Haley (edit.)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Edward Elgar Publishing	5. 総ページ数 346
3. 書名 Research Handbook on Asian Competition Law	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	平山 賢太郎 (Hirayama Kentaro) (20376396)	九州大学・法学研究院・准教授 (17102)	
研究分担者	板倉 陽一郎 (Itakura Yoichiro) (20815295)	国立研究開発法人理化学研究所・革新知能統合研究センター・客員主管研究員 (82401)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------